

会社法第 794 条第 1 項及び会社法施行規則第 193 条に定める事前備置書類
(株式交換に係る事前開示書面)

2026 年 8 月 27 日

THE WHY HOW DO COMPANY株式会社

2026 年 8 月 27 日

東京都新宿区愛住町 22 番地

THE WHY HOW DO COMPANY株式会社

代表取締役 亀田信吾

株式交換に係る事前開示事項

THE WHY HOW DO COMPANY株式会社（以下「当社」といいます。）及び Pavilions 株式会社（以下「Pavilions」といい、当社と Pavilions を総称して、以下「両社」といいます。）は、2026 年 7 月 31 日に当社を株式交換完全親会社、Pavilions を株式交換完全子会社とする株式交換（以下「本株式交換」といいます。）を実施することとし、同日、両社間で株式交換契約（以下「本株式交換契約」といいます。）を締結いたしました。

本株式交換に関する会社法第 794 条第 1 項及び会社法施行規則第 193 条に定める事前開示事項は、下記のとおりです。

なお、本株式交換は、当社においては会社法第 796 条第 2 項に定める簡易株式交換に該当します。

記

1. 株式交換契約の内容（会社法第 794 条第 1 項）

別紙 1 のとおりです。

2. 会社法第 768 条第 1 項第 2 号及び第 3 号に掲げる事項についての定め相当性に関する事項（会社法施行規則第 193 条第 1 号）

(1) 株式交換に際して交付する株式の数又はその数の算定方法及びその割当ての相当性に関する事項

本株式交換においては、2026 年 9 月 18 日における当社を除く Pavilions の株主に対して、その保有する Pavilions の普通株式 1 株につき、以下に記載された本株式交換に係る割当比率（以下「本株式交換比率」といいます。）を乗じて得られる数の当社の普通株式を割当交付します。なお、Pavilions は、本株式交換がその効力を生ずる時点の直前時において保有する自己株式（本株式交換に際して行使される会社法第 785 条に定める反対株主の株式買取請求に応じて取得する自己株式を含みます。）の全部を、本株式交換がその効力を生ずる時点の直前時をもって消却することを予定しております。

会社名	当社 (株式交換完全親会社)	Pavilions (株式交換完全子会社)
本株式交換に係る割当比率	1	133,333 と 3 分の 1
本株式交換により交付する 株式数	当社普通株式：2,000,000 株	

当社は、本株式交換比率の公平性・妥当性を確保するため、Pavilions 及び当社から独立した第三者算定機関として株式会社ユニヴィスコンサルティングを選定し、Pavilions の株式価値の算定を依頼しました。算定機関から提出を受けた Pavilions の株式価値の算定結果等を踏まえて、上場会社である当社の株式価値は市場株価法にて、非上場会社である Pavilions の株式価値は DCF 法を採用し、Pavilions の財務状況や将来の見通し等を総合的に勘案し、当事者間で交渉・協議を重ねた結果、本株式交換比率が妥当であると判断しており、上記の本株式交換に際して交付する株式の数又はその数の算定方法及びその割当ての内容は相当と判断しております。

(2) 株式交換完全親会社の資本金及び準備金の額の相当性に関する事項

本株式交換に際して増加する当社の資本金及び準備金の額は、会社計算規則第 39 条の規定に従い、当社が別途適当に定める金額としており、かかる取扱いは、当社の財務状況、資本政策その他の事情を総合的に考慮・検討して法令の範囲内で決定するものであり、相当であると判断しております。

3. 会社法第 768 条第 1 項第 4 号及び第 5 号に掲げる事項についての定め相当性に関する事項
(会社法施行規則第 193 条第 2 号)

該当事項はありません。

4. 株式交換完全子会社についての次に掲げる事項 (会社法施行規則第 193 条第 3 号)

(1) 最終事業年度に係る計算書類等の内容 (会社法施行規則第 193 条第 3 号イ)

別紙 2 のとおりです。

(2) 最終事業年度の末日後の日を臨時決算日とする臨時計算書類等の内容 (会社法施行規則第 193 条第 3 号ロ)

該当事項はありません。

(3) 最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容 (会社法施行規則第 193 条第 3 号ハ)

Pavilions は、2026 年 7 月 31 日付取締役決定により、当社との間で、当社を株式交換完全親会社、Pavilions を株式交換完全子会社とする本株式交換を行うことを決議し、同日付で本株式交換契約を締結いたしました。株式交換契約の内容につきましては、別紙 1 のとおりです。

5. 株式交換完全親会社において最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容 (会社法施行規則第 193 条第 4 号イ)

当社は、2026 年 7 月 31 日付取締役会決議により、Pavilions との間で、当社を株式交換完全親会社、Pavilions を株式交換完全子会社とする本株式交換を行うこととし、同日付で本株式交換契約を締結いたしました。株式交換契約の内容につきましては、別紙 1 のとおりです。

6. 株式交換が効力を生じる日以後における株式交換完全親会社の債務（会社法第 799 条第 1 項に規定する株式交換について異議を述べるができる債権者に対して負担する債務に限る。）の履行の見込みに関する事項（会社法施行規則第 193 条第 5 号）

本株式交換は会社法第 789 条第 1 項、会社法第 799 条第 1 項の規定の適用を受けない為、該当事項はありません。

以上

別紙 1
株式交換契約の内容

(次頁以下に添付)

株式交換契約書

THE WHY HOW DO COMPANY 株式会社（以下「甲」という。）及び Pavilions 株式会社（以下「乙」という。）は、2026 年 7 月 31 日（以下「本契約締結日」という。）付で、以下のとおり合意し、株式交換契約書（以下「本契約」という。）を締結する。

第 1 条（株式交換）

甲及び乙は、本契約の定めるところに従い、甲を株式交換完全親会社、乙を株式交換完全子会社とする株式交換（以下「本株式交換」という。）を行い、甲は、本株式交換により、乙の発行済株式（但し、甲が所有する乙の株式を除く。）の全部を取得し、乙は甲にこれを取得させる。

第 2 条（株式交換完全親会社及び株式交換完全子会社の商号及び住所）

甲及び乙の商号及び住所は、以下のとおりである。

（1） 甲（株式交換完全親会社）

商号：THE WHY HOW DO COMPANY 株式会社

登記上の本店所在地：東京都新宿区愛住町 22 番地

（2） 乙（株式交換完全子会社）

商号：Pavilions 株式会社

登記上の本店所在地：東京都港区三田三丁目 5 番 27 号

第 3 条（本株式交換に際して交付する株式及びその割当て）

1. 甲は、本株式交換に際して、本効力発生日の直前における乙の株主名簿に記載又は記録された乙の株主（甲を除く。以下、本条において「対象株主」という。）に対し、その保有する乙の普通株式 15 株に代わり、甲の普通株式合計 2,000,000 株を交付する。
2. 甲は、対象株主に対し、その保有する乙の普通株式 1 株につき、甲の普通株式 133,333 株と 3 分の 1 株の割合をもって割り当てる。
3. 前項の定めに基づき対象株主に割り当てる甲の普通株式の数に 1 株に満たない端数が生じる場合には、会社法第 234 条その他の関係法令の定めに従い、当該端数を処理する。
4. 甲及び乙は、本条第 2 項に定める株式交換比率が、甲の普通株式については市場株価法を採用し、本契約締結日の前営業日を算定基準日として、当該算定基準日の終値及び当該算定基準日までの直近 1 か月、3 か月及び 6 か月の終値単純平均値等を総合的に勘案して算定した株式価値を基礎とし、乙の普通株式については、その財政状態、経営成績、純資産、将来の事業計画その他企業価値に影響を及ぼす諸要素を総合的に勘案して算定した株式価値を基礎として、甲及び乙が誠実に協議の上、合意して決定したものであることを確認する。

第 4 条（甲の資本金及び準備金の額）

本株式交換に際して増加する甲の資本金及び準備金の額は、会社計算規則第 39 条の規定に従い、甲が別途適当に定める金額とする。

第5条（本効力発生日）

本株式交換がその効力を生ずる日（以下「本効力発生日」という。）は、2026年9月18日とする。但し、本株式交換の手続の進行上の必要性その他の事由により必要な場合には、甲及び乙は協議し合意の上、これを変更することができる。

第6条（株式交換契約の承認株主総会）

1. 甲は、会社法第796条第2項の規定に従い、本契約について株主総会の承認を得ないで本株式交換を行う。
2. 乙は、会社法第783条第1項、会社法第309条第2項第12号の規定に従い、本契約について株主総会の特別決議の承認を得て本株式交換を行う。

第7条（剰余金の配当）

乙は、本契約締結日から本効力発生日までの間、剰余金の配当を行わない。

第8条（会社の管理等）

甲及び乙は、本契約締結日から本効力発生日までの間、善良なる管理者の注意をもってそれぞれの業務執行並びに財産の管理及び運営を行う。乙は、組織再編、株式譲渡、重要な資産の処分、担保設定、人事権の行使、懲戒、昇給・減給その他財産又は権利義務に重大な影響を及ぼす行為については、事前に甲に書面で通知の上、その承諾を得た上で行うものとする。

第9条（自己株式の消却）

乙は、本株式交換がその効力を生ずる時点の直前時において保有する自己株式（本株式交換に際して行使される会社法第785条に定める反対株主の株式買取請求に応じて取得する自己株式を含む。）の全部を、効力発生日の前日までに実施する乙の取締役決定により、本株式交換がその効力を生ずる時点の直前時をもって消却するものとする。

第10条（本契約の変更及び解除等）

1. 甲及び乙は、本契約締結後から本効力発生日までの間に、天災地変その他の事由により、甲又は乙の財産状態若しくは経営状態に重大な変動が生じた場合、又は本株式交換の実行に重大な支障となる事態が生じた場合には、協議し合意の上、本株式交換の条件その他の本契約の内容を変更し、又は本契約を解除することができる。
2. 甲及び乙は、本契約締結後から本効力発生日までの間に、相手方が本契約の条項に違反した場合には、相当の期間を定めて相手方に履行を催告の上、本契約を解除することができる。

第11条（本契約の効力）

本契約は、次の各号のいずれかの場合には、その効力を失う。

- (1)甲において会社法第796条第3項の規定に基づき株主総会の決議が必要になった場合で、本効力発

生日の前日までに本契約の承認が得られなかった場合

(2)第6条第2項に定める乙の株主総会において、本契約の承認が得られなかった場合

(3)第10条の規定に従い本契約が解除された場合

(4)本株式交換について必要な監督官庁の承認が得られなかった場合

(5)2026年11月15日までの間に本株式交換が実行されない場合

第12条（準拠法）

本契約並びに本契約に基づき又はこれに関連して生じる甲及び乙の一切の権利及び義務は、日本国の法律に準拠し、それに従い解釈される。

第13条（管轄裁判所）

本契約並びに本契約に基づき又はこれに関連して生じる甲及び乙の一切の権利及び義務に関する訴訟は、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

第14条（誠実協議）

本契約に定めのない事項及び本契約の内容について解釈上の疑義が生じた場合、又は変更の必要が生じた場合は、甲及び乙は誠意をもって協議の上、必要な措置を決定するものとする。

本契約の成立を証するため、本契約書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各1通を保有する。

2026年7月31日

甲 東京都新宿区愛住町22番地

THE WHY HOW DO COMPANY 株式会社

代表取締役 亀田 信吾



会社実印

乙 東京都港区三田三丁目5番27号

Pavilions 株式会社

代表取締役 小室 哲哉



会社実印



別紙 2

株式交換完全子会社の最終事業年度に係る計算書類等の内容

(次頁以下に添付)

決 算 報 告 書

(第 18 期)

自 令和 7 年 9 月 1 日
至 令和 8 年 4 月 30 日

P a v i l i o n s 株 式 会 社

東京都港区三田3丁目5番27号

貸借対照表

Pavilions 株式会社

令和 8年 4月30日 現在

単位：円

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
【流 動 資 産】	【 86,298,379】	【流 動 負 債】	【 34,263,506】
現 金 及 び 預 金	19,306,871	買 掛 金	1,439,592
売 掛 金	15,514,655	短 期 借 入 金	28,539,709
商 品	2,128,452	未 払 金	3,338,314
前 渡 金	4,125,000	未 払 法 人 税 等	11,600
短 期 貸 付 金	20,000,000	預 り 金	934,291
前 払 費 用	1,538,900	【固 定 負 債】	【 10,042,725】
未 収 入 金	5,909,688	長 期 未 払 金	10,042,725
仮 払 税 金	17,765,900	負 債 合 計	44,306,231
暗 号 資 産	117,132		
貸 倒 引 当 金	△108,219		
【固 定 資 産】	【 82,963,315】	純 資 産 の 部	
(有 形 固 定 資 産)	(23,771,274)	【株 主 資 本】	【 124,955,463】
建 物 附 属 設 備	17,331,849	資 本 金	5,000,000
車 両 運 搬 具	4,152,201	(利 益 剰 余 金)	(119,955,463)
工 具 器 具 備 品	2,287,224	そ の 他 利 益 剰 余 金	119,955,463
(投 資 そ の 他 の 資 産)	(59,192,041)	繰 越 利 益 剰 余 金	119,955,463
長 期 貸 付 金	51,704,758		
差 入 保 証 金	4,628,053		
長 期 前 払 費 用	982,516		
繰 延 税 金 資 産	2,233,476		
貸 倒 引 当 金	△356,762	純 資 産 合 計	124,955,463
資 産 合 計	169,261,694	負 債 ・ 純 資 産 合 計	169,261,694

損益計算書

Pavilions 株式会社

自 令和 7年 9月 1日

至 令和 8年 4月30日

単位：円

科	目	金	額
【売 上 高】			
売 上 高			106,669,570
【売 上 原 価】			
期 首 棚 卸 高		2,248,886	
仕 入 高		2,615,251	
当 期 製 品 製 造 原 価		29,414,373	
＊ ＊ 合 計 ＊ ＊		34,278,510	
期 末 棚 卸 高		△2,128,452	32,150,058
	売 上 総 利 益 金 額		74,519,512
【販売費及び一般管理費】			78,284,007
	営 業 損 失 金 額		△3,764,495
【営 業 外 収 益】			
受 取 利 息			854,940
【営 業 外 費 用】			
支 払 利 息		5,475	
暗 号 資 産 評 価 損		99,538	105,013
	経 常 損 失 金 額		△3,014,568
【特 別 損 失】			
固 定 資 産 売 却 損			3,110,889
	税引前当期純損失金額		△6,125,457
	法人税、住民税及び事業税		63,000
	当 期 純 損 失 金 額		△6,188,457

販売費及び一般管理費

Pavilions 株式会社

自 令和 7年 9月 1日

至 令和 8年 4月30日

単位：円

科 目		金 額	
役 員 報 酬		20,288,000	
福 利 厚 生 費		394,760	
外 注 費		10,770,558	
旅 費 交 通 費		767,518	
通 信 費		255,830	
交 際 費		310,525	
会 議 費		107,278	
減 価 償 却 費		2,822,654	
賃 借 料		590,696	
地 代 家 賃		11,272,001	
リ ー ス 料		211,200	
保 険 料		404,754	
修 繕 費		386,664	
水 道 光 熱 費		447,851	
燃 料 費		89,079	
消 耗 品 費		458,179	
租 税 公 課		85,054	
運 賃		70,521	
事 務 用 品 費		211,420	
支 払 手 数 料		627,623	
新 聞 図 書 費		53,034	
貸倒引当金繰入額		464,981	
報 酬 手 当		1,520,000	
販 売 手 数 料		24,380,444	
雑 費		1,293,383	
	合 計		78,284,007

製造原価報告書

Pavilions 株式会社

自 令和 7年 9月 1日

至 令和 8年 4月30日

単位：円

科 目		金 額	
【労 務 費】			
福 利 厚 生 費			134, 145
【外 注 加 工 費】			
業 務 委 託 費			27, 521, 937
【経 費】			
旅 費 交 通 費		222, 745	
交 際 費		83, 767	
会 議 費		70, 078	
消 耗 品 費		1, 371, 129	
運 賃		10, 572	1, 758, 291
	当 期 製 品 製 造 原 価		29, 414, 373

株主資本等変動計算書

Pavilions 株式会社

自 令和 7年 9月 1日

至 令和 8年 4月30日

単位：円

	株主資本				純資産合計
	資本金	利益剰余金		株主資本合計	
		その他利益剰余金	利益剰余金合計		
		繰越利益剰余金			
当期首残高	5,000,000	126,143,920	126,143,920	131,143,920	131,143,920
当期変動額					
当期純損失		△6,188,457	△6,188,457	△6,188,457	△6,188,457
当期変動額合計	－	△6,188,457	△6,188,457	△6,188,457	△6,188,457
当期末残高	5,000,000	119,955,463	119,955,463	124,955,463	124,955,463

個別注記表

Pavilions 株式会社

自 令和 7年 9月 1日

至 令和 8年 4月30日

この計算書類は、「中小企業の会計に関する基本要領」によって作成しています。

重要な会計方針に係る事項に関する注記

資産の評価基準及び評価方法

- (1) 棚卸資産の評価基準及び評価方法
原価法を採用しています。

固定資産の減価償却の方法

- (1) 有形固定資産
定率法を採用しています。
ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法を採用しています。
- (2) 無形固定資産
定額法を採用しています。

その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

- (1) 消費税等の会計処理
消費税等の会計処理は、税抜方式によっています。

株主資本等変動計算書に関する注記

発行済株式の種類及び総数に関する事項

前期末株式数（発行済普通株式）	100株
当期増加株式数（発行済普通株式）	0株
当期減少株式数（発行済普通株式）	0株
当期末株式数（発行済普通株式）	100株
前期末株式数（発行済優先株式）	0株
当期増加株式数（発行済優先株式）	0株
当期減少株式数（発行済優先株式）	0株
当期末株式数（発行済優先株式）	0株

一株当たり情報に関する注記

一株当たりの情報

一株当たりの純資産額	1,249,554.63円
一株当たりの当期純利益又は当期純損失	△61,884.57円